

新型コロナウイルス関連のビジネス向け支援制度
(米連邦政府)

☆各支援項目名をクリック頂くと、個別概要のご説明ページに移動することができます。

■中小企業庁 (Small Business Administration)

・給与保護プログラム (Paycheck Protection Program) ※申請終了

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/paycheck-protection-program>

・COVID-19 経済損害・災害ローン

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/economic-injury-disaster-loans>

■労働省 (Department of Labor)

・失業保険の給付拡充

<https://www.dol.gov/coronavirus/unemployment-insurance#news>

給与保護プログラム
(Paycheck Protection Program : PPP)

内容

※本プログラムについては、2020年8月8日で申請が締め切られていましたが、同年12月27日に成立した追加の新型コロナウイルス対策法により2,840億ドルの財源が確保され、2021年1月11日から申請が再開しました。その後、5月31日に申請期限を迎え、現在は申請を受け付けていません。

【今回が初回申請の場合の要件】

・基本的には下記【PPP Flexibility Actに基づく変更点】と【申請要件】を踏まえた内容から変更なし。

【今回が2回目の申請の場合の要件】

・次の3点を満たしている必要がある。

1. 1回目のPPP融資額を全て使い切っている、または使い切る予定がある。
2. 従業員が300人以下である。
3. 2020年におけるいずれかの四半期の総収入が2019年の同時期と比較して、少なくとも25%以上減少している。

【PPP Flexibility Actに基づく変更点】

1. 法律施行日以降に承認されたPPPローンは、返済期限を2年から5年に延長。
2. PPPローンの利用可能な期限を2020年6月30日から2020年12月31日まで延長。
3. PPPローンのうち返済が免除となる利用期間を、ローン成立日から8週間以内としていたところを、24週間以内もしくは2020年12月31日までの、いずれか早い方に延長。
4. PPPローンの返済免除額の減殺を免れるための例外措置として設定していた再雇用の期限を、2020年6月30日から2020年12月31日まで延長。
5. 借主が2020年2月15日～2020年12月31日の間に、フルタイム従業員の数を減らした場合でも次のいずれかの条件を満たせば、PPPローンの返済免除額の減殺を免れる。
(A) 2020年2月15日時点で雇用していた従業員で一旦解雇した者（もしくはその空席ポストを埋める同等の者）を2020年12月31日までに再雇用できないことを、文書をもって誠実に証明する、または
(B) 連邦政府による要請またはガイダンスによって設定された衛生基準や社会的距離、従業員・顧客への安全要件により、2020年3月1日～12月31日の間に、2020年2月15日以前の事業活動レベルに戻れないことを、文書をもって誠実に証明する。
6. PPPローンの返済免除を受けるための要件として、少なくともローンの75%を給与関連に利用するとしていたところを、60%に引き下げ。
7. PPPローンの返済開始時期につき、最初の6カ月間まで延期可能としていたところを、ローンの返済免除額が確定する日までに変更する。ただし、借主がPPPローンの返済免除対象期間（ローン成立日から24週間か、2020年12月31日のいずれか早い方）の最終日から10カ月以内に返済免除の申請をしなかつ

た場合は、借主は元利金の返済を開始しなければならない。

8. PPPローン受給者は CARES 法で認められていた給与税（2020年3月27日～12月31日に発生する分）の支払延期の対象外となっていたところ、対象とする。

【申請要件】

(a) 従業員 500 人以下の中小企業 (small businesses) (b) 従業員が 501 人以上であるものの、中小企業庁 (SBA) が産業別に定める中小企業としての従業員数の要件を満たす企業 (c) 北米産業分類制度 (NAICS) によりコード 72 に該当するレストランやホテル等の企業で各所在地の従業員が 500 人以下の企業 (d) 宗教団体を含む非営利団体で SBA の基準を満たす企業 (e) 従業員が 500 人以下の独立所有されたフランチャイズ (f) 個人事業、独立請負業者、フリーランサー等で、いずれも 2020 年 2 月 15 日時点で事業を開始しており給与及び給与税を支払うべき従業員を雇用していた場合。

※ (a)、(b) に該当するかは以下から確認可能

<https://www.sba.gov/document/support--table-size-standards>

→ (a) に関して、従業員数をカウントする場合は、米国内外の全拠点の従業員数を含めるべきとのガイダンスが 5 月 5 日付の本プログラムの FAQ の 44 番目の QA で発表された。(FAQ は下記、関連情報にある【PPP 制度に関わる情報】に記載の URL よりアクセス可能)

※ (e) に該当するかは以下から確認可能

<https://www.sba.gov/document/support--sba-franchise-directory>

【融資の内容】

- 従業員給与等の維持のために融資を受けることができる。融資借入れ直近 1 年間の全従業員の平均月給にかかる経費の 2.5 倍まで借入が可能だが、1,000 万ドルが上限。
- 2 回目の受領の場合は、上記の上限額が 200 万ドルとなる。但し、NAICS コード 72 に該当するレストランやホテル業の場合、上限額は 200 万ドルで変わらないが、融資借入れ直近 1 年間の全従業員の平均月給にかかる経費の 3.5 倍まで借入が可能。
- また、2020 年 12 月末成立の法律により、借主はローンの利用期間について 8～24 週間の範囲であれば自由に選択できることになった。

【返済免除となる範囲および条件】

- 従業員の給与経費（時給、チップ、有給病気休暇、団体医療保険料等も含まれる）は免除対象。
- 既存の不動産ローンにかかる利息、家賃、共益費の支払いに利用した額など、直接的に給与支払いに関与していない費用については、融資額の 40% までであれば免除対象となる。
- 2020 年 12 月末に成立した法律により、上記 2 点目に挙げられた用途の他、事業運営費（ソフトウェアやクラウドサービスへの支出等）、各地のデモや暴動で被害を受けた施設の修繕費、事業運営上の資材の調達費、州・自治体の命令に基づき従業員をコロナ感染から保護するための支出（個人防護具の調達や店

舗内の衛生管理等)も返済免除対象の用途に加えられた。但し、返済免除が認められるためには、ローン全体の60%以上を給与関連に支出するという要件は引き続き適用される。

【留意事項】

- ・ 免除の対象とされなかった分のローンの返済利率については、最長5年で1.00%。
- ・ 既にSBAによる経済的損害災害融資(EIDL)を受けている場合、同融資の受領が2020年1月31日から同年4月3日の間に行われている場合、PPPを用いた返済(refinancing)が可能。他方、返済不要であるEIDLアドバンスを受領している場合、2020年12月末成立の法律により、PPPの返済免除額から受領しているEIDLアドバンスの額を控除する必要がなくなった。
- ・ 本プログラムのFAQの31番目のQAでは、「借主は誠実に(in good faith)、PPP融資が必要であることを証明しなければならない。特にすべての借主は申請前に、継続的な事業運営を支えるうえでこの融資が必要な理由が、現在の先行き不透明な経済状況にあることを証明する必要がある」とされ、「例えば相応の市場価値を持つ上場企業で、その他資金へのアクセスが十分ある場合はローンを受領するに値し得ない」との方針が出されており、そうした企業が一旦受領したローンを5月7日までに返納した場合は、当該企業は「誠実に(in good faith)」対応したと見做される、とのルールが加えられている。43番目のQAでは、その自主返納の期限を5月14日まで延期するとした。
- ・ SBAは5月13日に、FAQに46番目のQAを追加し、受給額が200万ドル未満の場合は、借主は誠実に当該ローンが必要であることを証明したと見做すとしている。他方、200万ドルを超える全ての(および適当と認められる)受給者については、PPPの最終暫定規則と借主の申請様式に照らして、ローンの必要性に関する誠実な宣誓義務の要件を満たしているかを個別に審査されるとしている。
- ・ また、同QAでは、SBAがその過程で、当該借主にはローンの必要性の要件を基礎づける十分な証拠を欠く受給資格がないと判断した場合、SBAは借主に対して未返済のPPPローンの返納を要請するとともに、貸主に対して当該借主はローンの返済免除の資格がないことを通知するとしている。SBAは、借主がSBAからの通知を受け取った後にローンを返納した場合、SBAは行政上の強制執行はせず、他の省庁への通報も行わないとしている。(FAQは下記、関連情報にある【PPP制度に関わる情報】に記載のURLよりアクセス可能)

【申込受付開始日】

2021年1月11日

(但し、最初は1回目のPPP受給者による地域金融機関等への申し込みのみ可)

【申込受付終了日】

2021年6月30日

※財源が枯渇した場合は、これより前に終了する可能性がある。

関連情報**【PPP制度に関わる情報】**

(財務省による制度情報) ※随時更新のため、申請要件や申込用紙、よくある質問などの最新情報はこちらでご確認下さい。

<https://home.treasury.gov/policy-issues/cares/assistance-for-small-businesses>

(SBAによる制度情報) ※随時更新のため、上記財務省ページと併せて参照下さい。

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/paycheck-protection-program>

【申込方法】

上記財務省ウェブページに掲載されている Borrower Application Form (申込用紙) に必要事項を記入し、プログラムに参加している融資会社に直接申し込む。まずは、普段利用している銀行が参加しているか確認することが推奨される。

【プログラムに参加している SBA と連携関係にある融資会社の検索ページ】

SBA が公開しているウェブツール「Lender Match」で、本プログラムに参加している融資機関とのマッチングが可能。

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/lender-match>

COVID-19 経済損害・災害ローン
(COVID-19 Economic Injury Disaster Loans : EIDL)

内容

※本プログラムは連邦政府・議会が成立させた法律に基づき、追加融資枠が確保されたため、SBA は申請を再開の旨を発表しています。

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/economic-injury-disaster-loans>

【申請要件】

- ・ (a) 小企業 (small businesses) (b) 小農業協同組合 (small agricultural Cooperatives) (c) 小養殖業 (small aquaculture businesses) (d) 民間の非営利団体 (private nonprofit organizations) など
- ・ COVID-19 が原因で事業に損害が発生している。
※小企業に該当するかは中小企業庁のページから確認可能
<https://www.sba.gov/size-standards/>

【低利融資の内容】

- ・ 対象企業は 200 万ドルまでの融資を受けることができる。
- ・ 金利：中小企業 3.75% 民間非営利団体 2.75%
- ・ 返済期間：最長 30 年（1 年目は猶予可能だが、その間の金利は発生する）
- ・ 資金の使い道：運用資金、固定負債の支払い、給与、買掛金、その他 COVID-19 が発生しなければ支払われていた債務。
- ・ 担保：2 万 5,000 ドル以上の融資で必要。20 万ドル超の場合は、個人保証も必要となる。

【返済不要の緊急救済金：経済損害・災害アドバンス・ローン (EIDAL)】

- ・ EIDL 申請者は同時に、経済損害・災害アドバンス・ローン (EIDAL) にも申請可能。
- ・ 申請を受けた中小企業庁 (SBA) は 3 日以内に申請を処理しなければならない。
- ・ 申請が通過すれば、1 万ドルを上限に返済不要な緊急救済金を受理することが可能。EIDL の申請が却下された場合でも、EIDAL の返済は不要。

※同ローンは 2020 年 12 月 27 日に署名された追加支援法により再開する予定だが、詳細は未発表 (2021 年 1 月 11 日時点)。

【留意事項】

- ・ SBA から給与保護プログラム（PPP）を受ける場合、EIDAL の助成金額分については PPP の返済免除から控除される。また、EIDL に基づく融資を受ける場合、その融資を PPP と同じ用途（同じ月の給与支払など）に充てることはできない。
- ・ 申請者は、既存の SBA ローンや SBA が提供する他融資を受けている場合も、新型コロナウイルスに関して EIDL の融資を受けることができるが、借り入れたローンの統合はできない。

関連情報

【EIDL 関連情報】

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/economic-injury-disaster-loans>

【EIDL/EIDAL 申請リンク】

<https://covid19relief.sba.gov/#/>

失業保険の給付拡充

(Unemployment Insurance Relief During COVID-19 Outbreak)

内容
<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">2020年3月に施行した「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障（CARES）法」に基づき、失業保険について、給付の対象拡大や増額、期間延長などが実現。その後、大統領令や追加支援策に基づき、給付額の変更や期間延長が行われている。 <p>（注）通常、州の失業保険は、直近52週間の所得に応じて、最長26週間まで給付される。給付上限や延長の有無は、州によって異なる。課税対象となるが、確定申告を行うか源泉徴収を選択することが可能。</p>
<p>【主な適用対象・補償内容】</p> <p>1. 給付対象の拡大（Pandemic Unemployment Assistance : PUA）</p> <p>＜対象＞ 新型コロナウイルスの影響で就労ができない自営業者、独立請負業者、フリーランス等で、連邦・州の失業保険などの対象外である者または同保険の受給が満了した者</p> <p>＜内容＞ 州が規定する失業保険の給付額が最長79週間にわたり給付される</p> <p>＜期間＞ 2021年9月6日まで</p> <p>2. 給付の増額（Federal Pandemic Unemployment Compensation）</p> <p>＜対象＞ 州の失業保険受給者の他、PUAやPEUC（下記参照）等の受給者</p> <p>＜内容＞ 州の失業保険受給額に加えて、週300ドルの給付を受けることが可能</p> <p>＜期限＞ 2021年9月6日まで</p> <p>3. 給付期間の延長（Pandemic Emergency Unemployment Compensation : PEUC）</p> <p>＜対象＞ 2019年7月1日以降に州の失業保険受給が満了した者</p> <p>＜内容＞ 53回</p> <p>＜期限＞ 2021年9月6日まで</p>
<p>関連情報</p> <p>【労働省：州別失業保険に関わる情報（内容、申請方法等）】</p> <p>https://www.careeronestop.org/LocalHelp/UnemploymentBenefits/find-unemployment-benefits.aspx?location=CT&keyword=&persist=true&ajax=0</p>

【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。行政府からの支援措置、行政措置は変更があり得ますので、最新の内容のご利用される方が直接、各行政府にご確認されるようお願い致します。